資料１

吉川市児童福祉審議会について

１　目的

吉川市児童福祉審議会は、児童福祉法第８条第３項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法第７２条第１項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、設置する機関です。

２　吉川市児童福祉審議会の役割

(1) 吉川市長の諮問に応じた、児童福祉に関し必要な事項の調査審議

(2) 吉川市長の諮問に応じた、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

３　審議事項

(1) 児童福祉に関し必要な事項

(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

４　組織

委員８名以内により組織する

	分　野	人数
1	学識経験者	１名
2	児童福祉関係者	３名
3	教育関係者	２名
4	子育て経験者	１名
合　計		７名

５　任期

２年間とする。ただし、再任を妨げない。

６　児童福祉法関連部分の抜粋

（審議会の設置及び権限）

第８条　第九項、第十八条の二十の二第二項（第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）、第二十七条第六項、第三十三条の十五（第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第九項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

２　前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

３　市町村は、第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する第十八条の二十の二第二項、第三十三条の十五及び第三十四条の十五第四項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定（これらの規定のうち、市町村に係る部分に限る。）によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

7 子ども･子育て支援法関連部分の抜粋

（特定教育・保育施設の確認）

第３１条　第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村

長が行う。

一　認定こども園　第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二　幼稚園　第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三　保育所　第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第７２条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

８　吉川市児童福祉審議会条例

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、吉川市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 児童福祉に関し必要な事項

(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

2　審議会は、次に掲げる事項について、関係機関に意見を述べることができる。

(1) 児童福祉施設の運営に関する事項

(2) 児童育成の計画的な推進に関する事項

(3) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項

(4) こども計画に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉及び子ども・子育て支援に関する施策における重要な事項

（組織）

第３条　審議会は、委員８人以内により組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉関係者

(2) 教育関係者

(3) 子育て経験者

(4) 学識経験者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、こども福祉部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年１２月１９日条例第３２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２６日条例第２０号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１９日条例第１０号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。